

## 令和6年度青森市国民健康保険税の軽減判定所得の見直しについて

## 1 見直しの理由

令和6年度税制改正大綱によると、地方税法施行令の一部が改正される見込みであるため、国民健康保険税に関係する以下の項目について、青森市市税条例を改正する予定です。

## 2 条例の改正項目

## (1) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

■軽減判定所得	
【現行：R5】	【改正後：R6】
<ul style="list-style-type: none"> <li>5割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者の数<sup>※1</sup>-1） +<b>29万円</b>×被保険者数<sup>※2</sup></li> <li>2割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者の数<sup>※1</sup>-1） +<b>53.5万円</b>×被保険者数<sup>※2</sup></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>5割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者の数<sup>※1</sup>-1） +<b>29.5万円</b>×被保険者数<sup>※2</sup></li> <li>2割軽減基準額：基礎控除額（43万円） +10万円×（給与等所得者の数<sup>※1</sup>-1） +<b>54.5万円</b>×被保険者数<sup>※2</sup></li> </ul>
※1 給与所得者及び年金所得者	
※2 同一世帯内で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療保険被保険者に移行した者を含む。	

- 軽減判定基準となる所得の算定について、被保険者数に乗ずる金額を、  
5割軽減は29.5万円（R5：29万円）に、  
2割軽減は54.5万円（R5：53.5万円）にそれぞれ引き上げる。  
※7割軽減基準額は据え置き。

## (2) 影響額等

軽減額等の比較…令和5年度当初賦課時の所得状況を基に試算

	5割軽減 世帯数	軽減額 (千円)	2割軽減 世帯数	軽減額 (千円)	軽減なし 世帯数	計	
						世帯数	軽減額 (千円)
現行	5,756	228,493	4,071	64,985	11,967	21,794	293,478
改正後	5,844	232,056	4,109	65,606	11,841	21,794	297,662
差	88	3,563	38	621	△126	0	4,184

令和5年度当初賦課時の所得状況を基に試算すると、改正後に影響を受ける世帯数は、  
2割軽減世帯から5割軽減世帯となる88世帯と、  
軽減なし世帯から2割軽減世帯となる126世帯の合計214世帯の見込みとなる。  
軽減額は、5割軽減世帯が、3,563千円の軽減額増、  
2割軽減世帯が、621千円の軽減額増、  
合計4,184千円が軽減額増の見込みとなる。